発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年５月31日
【発行者の名称】	グラントマト株式会社 （Grantomato Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　南條　浩
【本店の所在の場所】	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５
【電話番号】	0248-94-2014（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部部長　　遠藤　誠也
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	グラントマト株式会社 https://www.grantomato.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び

指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第29期 (中間)	第27期	第28期
会計期間		自 2021年９月１日 至 2022年２月28日	自 2019年９月１日 至 2020年８月31日	自 2020年９月１日 至 2021年８月31日
売上高	(千円)	5,323,808	12,164,593	11,786,079
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△78,096	214,357	166,521
中間（当期）純利益	(千円)	60,911	27,340	163,089
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(千株)	1,920	1,920	1,920
純資産額	(千円)	383,852	192,490	342,140
総資産額	(千円)	5,915,094	4,773,658	5,070,134
１株当たり純資産額	(円)	199.92	100.25	178.19
１株当たり配当額	(円)	―	7.00	10.00
１株当たり中間（当期）純利益	(円)	31.72	14.24	84.94
潜在株式調整後１株当たり 中間（当期）純利益	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	6.5	4.0	6.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△945,562	179,700	233,225
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	176,671	△244,656	△287,498
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	692,366	△413,707	150,467
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	(千円)	762,668	742,998	839,193
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	114 (282)	111 (261)	115 (270)

（注）１．当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（外数）で記載しております。

６．「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づき、第 28 期（2020 年９月１日から 2021 年８月 31 日まで）の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第 27 期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2021 年９月１日から 2022 年２月 28 日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

７．当社は、第 29 期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第 27 期及び第 28 期の中間財務諸表は記載しておりません。

８．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日）等を第 29 期中間会計期間の期首から適用しており、第 29 期中間会計期間に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況　　2022年2月28日現在

従業員数（人）	114（282）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（外数）で記載しております。
2.当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】
１【業績等の概要】
（１）業績
当中間会計期間（2021 年９月１日～2022 年２月 28 日）における我が国経済は、一時減少傾向にあった新型コロナウイルス感染症が、新たな変異株の出現により再拡大に転じ、北関東・東北を含む全国各地での緊急事態宣言の再発出や、まん延防止等重点措置が再適用となるなど、社会経済活動が制限される厳しい状況が続きました。現状においても、新型コロナワクチン接種者の広がりや治療薬の実用化などにより、社会経済活動の正常化に対する期待感はあるものの、感染の再拡大懸念、原油価格や原材料価格の上昇が個人消費に与える影響、加えてウクライナ情勢の緊迫化による輸入停滞の拡大懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。
このような状況のもと、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する企業を目指して、中期経営計画のもと、事業領域の拡大と持続的成長のための機能・基盤強化の戦略に取り組んでまいりました。
営業概況としては、新型コロナウイルス感染症の再拡大による環境の変化、これに伴う輸入の停滞、原油価格の高騰に起因する原材料価格の断続的な上昇などの影響により、全体として厳しい展開となりました。
当社の主力サービスであるストア販売部門は、プロモーション戦略を発揮すると同時に、新規出店や一部店舗の業態変更など、積極的且つ機動的に営業展開を行ったことにより、売上高は堅調に推移したものの、仕入価格の断続的な上昇を吸収できず、利益低減に影響いたしました。
農産流通部門は、米の集荷数量増加に向け福島県の県中・県南及び会津エリアへの積極展開を行いました。しかしながら、コロナ禍において、飲食店等の営業時間短縮要請や訪日外国人のインバウンド激減により業務用米の需要は減少する中、米相場も下落したことから、売上高に影響いたしました。
ＦＤＣ・インターネット販売部門は、コロナ特需は沈静化し、先行き不透明な状況が続いており、消費財や農業関連商品等の販売は低調に推移しました。
その他は、太陽光発電所売却により、売電収入が減少いたしました。
これにより、売上高は、ストア販売部門 4,527,313 千円、農産流通部門 471,747 千円、ＦＤＣ・インターネット販売部門 319,228 千円、その他 5,518 千円となりました。
以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高 5,323,808 千円、営業損失 67,390 千円、経常損失 78,096 千円、中間純利益 60,911 千円となりました。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況
当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前事業年度末に比べ 76,524 千円減少し、762,668 千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動によるキャッシュ･フローは945,562千円の支出となりました。たな卸資産の増加額1,061,399千円、固定資産売却益 169,775 千円の計上が主な変動要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
投資活動によるキャッシュ・フローは 176,671 千円の収入となりました。有形固定資産の売却による収入 330,094 千円、有形固定資産の取得による支出 170,145 千円が主な変動要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
財務活動によるキャッシュ･フローは692,366千円の収入となりました。短期借入金の純増加額787,430千円、長期借入れによる収入 250,000 千円、長期借入金の返済による支出 401,817 千円が主な変動要因であります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

該当事項はありません。

（２）受注実績

該当事項はありません。

（３）販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

事業部門の名称	当中間会計期間 （自2021年９月１日 至2022年２月28日）	前年同期比(%)
ストア販売部門（千円）	4,527,313	―
農産流通部門（千円）	471,747	―
ＦＤＣ・インターネット販売部門（千円）	319,228	―
その他（千円）	5,518	―
合計（千円）	5,323,808	―

（注）１．当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

２．ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称です。

３【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2022 年１月 20 日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。

当社ではフィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年８月 31 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった

旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続､再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総

会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において

一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

当社は、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。こうした経営方針に基づき、新たな「製品」や「サービス」の開発に加え、地球環境に配慮し、ＳＤＧｓの理念に資する「製品」や「サービス」の開発と「ビジネス分野」の開拓を目的に、日々、研究を重ねております。

これら取り組みにおいては、高品質な米や種苗の製品化など着々と成果を上げており、今後も引き続き、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう、日本農業の発展に貢献すべく、鋭意努力してまいります。

当中間会計期間における当社が取り組んだ研究・開発事項に関連して支出した費用の総額は 12,154 千円であり、主な研究・開発事項は以下のとおりであります。

（１）米の高品質な生産加工技術の開発

（２）野菜や果樹や苗などの品質向上と新たな商品開発

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は4,078,740千円で、前事業年度末に比べ957,681千円増加いたしました。現金及び預金の減少71,968千円、商品の増加1,055,977千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は1,836,353千円で、前事業年度末に比べ112,721千円減少いたしました。有形固定資産の減少86,288千円、投資その他の資産の減少20,324千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は3,574,046千円で、前事業年度末に比べ972,527千円増加いたしました。短期借入金の増加787,430千円、1年以内償還予定の社債の増加100,000千円、電子記録債務の増加41,276千円、買掛金の増加39,646千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は1,957,195千円で、前事業年度末に比べ169,279千円減少いたしました。長期借入金の減少178,881千円、資産除去債務の増加28,981千円、社債の減少24,000千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は383,852千円で、前事業年度末に比べ41,711千円増加いたしました。中間純利益60,911千円による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

経営成績の概況については、「1【業績等の概要】（1）業績」に記載の通りであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において売却した主要な設備は、次のとおりであります。

資産の所在地	資産の内容	帳簿価額		売却・除去年月
		機械装置（千円）	その他（千円）	
福島県岩瀬郡 鏡石町境113	太陽光発電設備	107,398	43,483	2021年10月

２【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2022年２月28日）	公表日現在発行数（株）（2022年５月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,840,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	3,840,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2019年９月21日（注）	―	1,920,000	△66,000	30,000	66,000	66,000

（注）2019年８月18日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2019年９月21日付で減資の効力が発生し、資本金を減少させ、資本準備金への振り替えを行っております。この結果、資本金の額 66,000 千円が減少（減資割合68.75％）し、資本準備金の額66,000千円が増加しております。

（６）【大株主の状況】

2022年２月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
有限会社南條商店	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地８	1,111,600	57.90
グラントマト従業員持株会	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５	300,000	15.62
南條　浩	福島県石川郡古殿町	100,200	5.21
南條　祥子	福島県石川郡古殿町	75,000	3.90
南條　一樹	福島県須賀川市	60,000	3.12
石井　康雄	福島県岩瀬郡鏡石町	50,000	2.60
緑川　泰由	福島県石川郡古殿町	40,000	2.08
佐藤株式会社	福島県郡山市中町２番７号	31,000	1.61
千葉　輝人	福島県岩瀬郡鏡石町	22,000	1.14
南條　淳子	福島県郡山市	20,000	1.04
計	―	1,809,800	94.26

（7）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,920,000	19,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,920,000	―	―
総株主の議決権	―	19,200	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年9月	10月	11月	12月	2022年1月	2月
最高（円）	―	―	―	―	―	1,200
最低（円）	―	―	―	―	―	1,200

（注）1．当社株式は、2022年2月25日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

2．最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

3【役員の状況】

2022年1月20日付の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

（３）当社は、前中間会計期間（2020年９月１日から2021年２月28日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2021年９月１日から2022年２月28日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

（1） 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年8月31日)	当中間会計期間 (2022年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	964,955	892,987
売掛金	108,784	60,497
商品	1,754,801	2,810,778
貯蔵品	14,708	20,130
前払費用	38,820	36,464
未収入金	190,383	184,293
未収消費税等	26,302	59,675
その他	24,951	16,652
貸倒引当金	△2,648	△2,741
流動資産合計	3,121,059	4,078,740
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1,277,596	※ 1,330,233
構築物	362,269	334,251
機械装置	346,229	206,885
車両運搬具	216,876	246,171
器具及び備品	602,881	604,359
土地	※ 590,506	※ 627,742
その他	11,611	9,118
減価償却累計額	△1,626,699	△1,663,779
有形固定資産合計	1,781,271	1,694,983
無形固定資産		
借地権	9,535	9,535
ソフトウエア	27,362	21,261
その他	72	63
無形固定資産合計	36,970	30,861
投資その他の資産		
長期前払費用	16,225	8,512
差入保証金	111,637	99,425
その他	2,970	2,570
投資その他の資産合計	130,833	110,508
固定資産合計	1,949,075	1,836,353
資産合計	5,070,134	5,915,094

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年８月31日）	当中間会計期間 （2022年２月28日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	14,025	―
電子記録債務	147,484	188,760
買掛金	830,701	870,348
短期借入金	※ 800,000	※ 1,587,430
１年以内償還予定の社債	148,000	248,000
１年以内返済予定の長期借入金	※ 435,216	※ 462,280
未払金	157,191	139,736
未払法人税等	21,188	30,410
未払消費税等	9,654	6,657
預り金	18,388	15,031
賞与引当金	15,000	16,514
その他	4,668	8,878
流動負債合計	2,601,518	3,574,046
固定負債		
社債	438,000	414,000
長期借入金	※ 1,543,584	※ 1,364,703
繰延税金負債	20,751	20,751
退職給付引当金	18,724	20,344
資産除去債務	102,807	131,788
その他	2,607	5,607
固定負債合計	2,126,475	1,957,195
負債合計	4,727,993	5,531,241
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	66,000	66,000
資本剰余金合計	66,000	66,000
利益剰余金		
利益準備金	5,968	5,968
その他利益剰余金		
特別償却準備金	44,747	44,747
繰越利益剰余金	195,425	237,136
利益剰余金合計	246,140	287,852
株主資本合計	342,140	383,852
純資産合計	342,140	383,852
負債純資産合計	5,070,134	5,915,094

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）
売上高	5,323,808
売上原価	※1 4,344,116
売上総利益	979,692
販売費及び一般管理費	※1 1,047,082
営業損失（△）	△67,390
営業外収益	
雑収入	9,642
その他	37
営業外収益合計	9,680
営業外費用	
支払利息	17,302
その他	3,083
営業外費用合計	20,386
経常損失（△）	△78,096
特別利益	
固定資産売却益	※2 169,775
特別利益合計	169,775
特別損失	
固定資産売却損	※3 356
特別損失合計	356
税引前中間純利益	91,322
法人税、住民税及び事業税	※4 30,410
法人税等合計	30,410
中間純利益	60,911

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021 年９月１日　至 2022 年２月 28 日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	66,000	66,000	5,968	44,747	195,425	246,140	342,140	342,140
当中間期変動額									
剰余金の配当						△19,200	△19,200	△19,200	△19,200
中間純利益						60,911	60,911	60,911	60,911
当中間期変動額合計	―	―	―	―	―	41,711	41,711	41,711	41,711
当中間期末残高	30,000	66,000	66,000	5,968	44,747	237,136	287,852	383,852	383,852

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	91,322
減価償却費	107,395
貸倒引当金の増減額(△は減少)	92
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,514
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,620
受取利息及び受取配当金	△3
支払利息	17,302
固定資産売却益	△169,775
固定資産売却損	356
売上債権の増減額(△は増加)	48,287
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,061,399
仕入債務の増減額(△は減少)	66,898
未払消費税等の増減額(△は減少)	△36,371
その他	25,685
小計	△907,074
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△17,302
法人税等の支払額	△21,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	△945,562
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の純増減額(△は増加)	△602
有形固定資産の取得による支出	△170,145
有形固定資産の売却による収入	330,094
敷金の回収による収入	15,000
預り敷金の受入による収入	3,000
その他	△675
投資活動によるキャッシュ・フロー	176,671
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	787,430
長期借入れによる収入	250,000
長期借入金の返済による支出	△401,817
社債の発行による収入	200,000
社債の償還による支出	△124,000
配当金の支払額	△19,200
その他	△46
財務活動によるキャッシュ・フロー	692,366
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△76,524
現金及び現金同等物の期首残高	839,193
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 762,668

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	５～34 年
構築物	８～28 年
機械装置	２～17 年
車両運搬具	２～６年
器具及び備品	２～20 年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウエア	５年

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 30 号 2021 年３月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

５．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

６．その他中間財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は、売上時に付与した他社ポイントについて、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、顧客から受け取る額から取引先へ支払う額を控除した純額で収益を認識する方法へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間会計期間の売上高が 11,224 千円減少し、販売費及び一般管理費は 11,224 千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高についても影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年７月４日）第 44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる中間財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2020 年３月６日内閣府令第９号）附則第３条第２項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（中間貸借対照表関係）

※　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2021年８月31日）	当中間会計期間 （2022年２月28日）
建物	137,412千円	90,063千円
土地	428,907千円	128,907千円
合計	566,320千円	218,971千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2021年８月31日）	当中間会計期間 （2022年２月28日）
短期借入金	295,000千円	295,000千円
１年以内返済予定の長期借入金	64,392千円	50,004千円
長期借入金	185,728千円	25,996千円
合計	545,120千円	371,000千円

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）
有形固定資産	101,294千円
無形固定資産	6,100千円
合計	107,395千円

※２　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）
構築物及び機械装置	169,775千円
合計	169,775千円

※３　固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）
車両運搬具	356千円
合計	356千円

※４　税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2021年９月１日　　至　2022年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当中間会計期間増加株式数（千株）	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	1,920,000	―	―	1,920,000
合計	1,920,000	―	―	1,920,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年11月27日定時株主総会	普通株式	19,200	10.00	2021年８月31日	2021年11月29日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	当中間会計期間（自　2021年９月１日　至　2022年２月28日）
現金及び預金勘定	892,987千円
預入期間が３ケ月を超える定期預金	△139,964千円
流動資産その他(預け金)	9,645千円
現金及び現金同等物	762,668千円

（リース取引関係）

当中間会計期間（自　2021年９月１日　至　2022年２月28日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）社債（１年以内償還予定を含む）	586,000	588,984	2,984
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	1,978,800	1,994,404	15,604
負債計	2,564,800	2,583,388	18,588

当中間会計期間（2022年２月28日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）社債（１年以内償還予定を含む）	662,000	665,902	3,902
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	1,826,983	1,838,728	11,745
負債計	2,488,983	2,504,630	15,647

（※１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2022年２月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（１）社債（１年以内償還予定を含む）	―	665,902	―	665,902
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	―	1,838,728	―	1,838,728
負債計	―	2,504,630	―	2,504,630

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）社債（１年以内償還予定を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

主に、店舗用の土地又は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の経済的残存耐用年数や賃貸借契約の残存期間と見積り、割引率は当該期間に合わせて0.27%から3.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2020年９月１日 至　2021年８月31日）	当中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）
期首残高	99,005千円	102,807千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,288千円	28,174千円
時の経過による調整額	1,513千円	807千円
中間期末（期末）残高	102,807千円	131,788千円

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針）４．重要な収益及び費用の計上基準 」に記載の通りです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	108,784千円
顧客との契約から生じた債権（中間期末残高）	60,497千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自　2021年９月１日　至　2022年２月28日）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	ストア販売部門	農産流通部門	ＦＤＣ・インターネット販売部門	その他	合計
外部顧客への売上高	4,527,313	471,747	319,228	5,518	5,323,808

（注）１．上記金額には、消費税等は含まれておりません。
２．ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額並びに１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2021年８月31日）	当中間会計期間 （2022年２月28日）
１株当たり純資産額	178円19銭	199円92銭

	当中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）
１株当たり中間純利益	31円72銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	60,911
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	60,911
普通株式の期中平均株式数（株）	1,920,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年５月31日

グラントマト株式会社
取締役会　御中

監査法人　コスモス
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之

業務執行社員　公認会計士　相羽　美香子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラントマト株式会社の2021年９月１日から2022年８月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2021年９月１日から2022年２月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グラントマト株式会社の2022年２月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年９月１日から2022年２月28日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。